

第56回 公開講座

生理休暇を考える ～ アメリカ占領下の議論を中心に ～

日時 2008年11月28日 (金) 13:00～14:30

場所 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

講師 豊田 真穂 (文学部准教授)
とよだ まほ

『働く婦人に生理休暇は必要か』

これは、アメリカ占領下の1948年6月、労働省婦人少年局が発行したリーフレットのタイトルだが、この問いは、現在の日本社会においても、依然として有効だといえる。というのも生理休暇は、1998年に大幅に改正された現行の労働基準法にも、いまだ規定されているからだ。

1998年の労働基準法改正では、女子保護規定を「母性保護」と「一般女性保護」とに分類したうえで、母性保護のみが維持・拡充され、一般女性保護は廃止された。時間外・深夜労働の制限をはじめとする一般女性保護の諸規定が撤廃されたのは、これが女性の職業選択の幅を狭め、職域を限定する可能性があるからだ。実際、女性の深夜業が禁止されていたため、深夜勤務や宿泊勤務を伴う鉄道会社は女性の採用を控えていた。「東海道新幹線に初の女性運転士が誕生」という2002年のニュースは、この改正があつて初めて可能になったのだ。

一方、母性保護は維持・拡充された。妊娠・出産・授乳といった女性特有の母性機能を保全することは、女性にとっても社会全体にとっても不可欠の意義があり、現在では、この母性保護を雇用の場における差別の原因としないことが当然の前提となっている。しかし、母性保護は女性労働者のみを対象とし、また女性を特別扱いするため、母性保護の範囲を確定することは、雇用上の男女平等を考えるうえで重要な課題となっている。

果たして生理休暇は母性保護に分類されるのだろうか？労働基準法の改正を議論するなかでも、その答えはあいまいなまま残された。経営側は当初から生理休暇を女性に対する「過保護」の最たるものとして批判しており、政府もまた生理不順が直ちに妊娠機能の低下につながるものではないとして、母性保護の範囲を妊娠・出産・授乳にのみ限定することを主張した。その一方で、労働側は、妊娠・出産に直接かわる短い時期だけでは母性は守れないと批判して生理休暇の必要性を訴えた。最終的には、労働条件の水準が低いことや衛生設備条件が不十分であることを理由に、生理休暇をそのまま存置することになった。

生理休暇はそもそも、なぜ、どのようにして労働基準法に制定されたのか。この講座では、労働基準法案を起草した厚生省労働保護課の寺本廣作や谷野せつ、またアメリカ占領軍の労働問題担当であるゴルダ・スタンダーやミード・スミスらの議論をたどることで、その制定過程を明らかにする。また、冒頭の労働省婦人少年局のリーフレットが作成される過程、労働組合の女性たちが生理休暇をどのように位置づけていたのかを制定当時の議論のなかにみていきたい。そこに、「生理休暇を考える」ヒントがあるのではないか。

* * *

●聴講無料 多数のご来場を歓迎します。

手話通訳が必要な場合は、11月20日(木)までに人権問題研究室へご連絡ください。

主催 関西大学人権問題研究室

〒564-8680

吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>